

グループホーム

① 事業所概要

- 1) 場 所 福島県南会津郡下郷町大字湯野上字居平乙836番地3-2
 共同生活住居 4ホーム

共同生活援助 すみれ荘 定員 5名	下郷町湯野上字居平乙836-3-2 主たる事業所と共同生活住居
共同生活援助 さくら荘 定員 6名	下郷町豊成字檜原2114 共同生活住居
共同生活援助たんぽぽ荘 定員 6名	南会津町田島字田部原41-2 共同生活住居
共同生活援助ひまわり荘 定員 5名	下郷町豊成字檜原2489 共同生活住居

- 2) サービス内容・定員 介護サービス包括型事業（共同生活援助事業） 22名

介護サービス包括型事業（共同生活援助事業）	自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況に応じて共同生活をおくる居住において、入浴・排泄の援助、食事や洗濯、掃除などの家事、生活に関する相談を提供
-----------------------	---

- 3) 職員配置

事業所名	職 種	員 数	常 勤		非 常 勤		備 考
			専従	兼務	専従	兼務	
すみれ荘	管 理 者	1		1			
	サービス管理責任者	1	1				
	生 活 支 援 員	1	1				
	世 話 人	6			6		非常勤：7時間勤務
合 計		9	2	1	6		

(年度途中変更有)

② 基本方針

障がい者の地域生活移行の一手段として、介護サービス包括型事業（共同生活援助事業）における共同生活住居を設置運営し、利用者の就労継続並びに社会生活能力の向上に努め、自立した地域生活移行を推進する。

③ 主な活動内容

活動名	活動内容
個別支援計画の作成	利用者ニーズを把握・反映し、利用者の意向に沿った支援の提供
食事の提供	利用者の状態や疾病、ニーズに合った喜ばれる食事の提供、衛生管理の徹底
身体機能及び日常生活能力の維持、向上の支援	残存機能維持と生活動作の確保、入浴・排泄・身体等の介護
夜間体制支援（夜勤）従事者による支援	夜間支援（夜勤）従事者を配置し、夜間の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供

夜間体制支援	夜間の連絡体制を確保し（あかまつ荘・サービス管理責任者専用携帯・警備会社委託）、安全な生活を提供
生活相談	利用者・家族の方の生活全般の相談援助
健康管理	利用者の健康維持のため、個々の障害程度や健康状態を把握し、バイタルチェック、定期検診、感染症予防に努める
緊急時・非常災害時における対応と対策（事故対策）	火災・地震・水害等の非常災害時に備え、防災マニュアルに基づき、事前対策や定期防災訓練を実施
職員の資質の向上（研修の強化）	各種研修会への積極的な参加、施設内での伝達講習会にてサービスの質の向上及び対人援助技術のスキルアップ等を計画的に実施
地域住民との連携	地域行事、活動に積極的に参加して、住民との交流をとおして障がいへの理解が深まるよう努める
余暇活動	余暇の有意義な過ごし方について支援を行う
送迎の支援	買物支援、定期受診など送迎支援の提供

④ 主な行事

4月	お花見・保護者会総会	10月	秋祭り（地域交流）・紅葉狩り
5月	CH保護者・利用者・職員の顔合わせ会	11月	芋煮会
6月	ドライブ	12月	クリスマス・忘年会
7月	田島祇園祭	1月	新年会
8月	花火大会	2月	雪祭り見学
9月	旅行（1泊2日）	3月	自治会長・副会長の選任（食事会）

⑤ ⑥日課表・週間予定表

時間	平日の流れ	休日の流れ
6:00	起床の支援・髭剃り支援	起床の支援・髭剃り支援
7:00	朝食・活動準備支援	朝食・活動準備支援
9:00	日中活動に参加	余暇支援
12:00	昼食	昼食
13:00	日中活動に参加	余暇支援
16:00	帰宅・入浴・日常生活支援等	余暇支援
18:00	夕食	夕食
19:00	余暇支援	余暇支援
20:00	夜間処置・服薬支援	夜間処置・服薬支援
21:00	就寝	就寝
夜間	定時巡回	定時巡回

⑦ 職員勤務時間

職種	区分	就業時間
管理者	日勤	8:30～17:30
サービス管理責任者	日勤	8:30～17:30

生活支援員	日勤 ・夜勤週1回	8:30～17:30 17:00～9:00
世話人	朝勤務 ・夕方勤務	6:00～9:30 17:00～20:30

⑧ 研修

外部研修	①福祉職員階層別研修、障害別課題研修、制度に関する研修等 ②給食施設指導研修、感染予防研修、肥満等予防研修等 ③サービス管理責任者研修、防火管理に関する研修等 ④グループホーム関係研修、視察研修、インシデントプロセス法勉強会 ⑤法人職員全体研修（人権擁護、法制度、防災、感染予防）
内部研修	①各種研修会に参加した内容の伝達講習会の実施 ②業務チェックシートを使用し、日々の支援・業務の進め方の確認、反省
自己啓発	①講演会や、研修会に自発的に参加できるように随時情報を提供

⑨ ボランティア活動

『ボランティア交流』	地域行事、活動に積極的に参加して、住民との交流をとおして障がいへの理解が深まるよう努める。
『ボランティア活動 (奉仕活動)』	地域の環境美化（ゴミ拾いなど）に努める

⑩ 環境美化事業

活動時期	活動内容
4月	各ホーム内清掃・周辺清掃
9月	各ホーム内清掃・周辺清掃
12月	雪囲い・大掃除
その他	各ホーム内清掃・トイレ掃除は世話人・利用者（当番制）で実施

⑪ 保健衛生

(1) 利用者の健康維持を推進します	○日々の健康状態を把握し、ご家族と連携し、利用者が健康で過ごせるように支援 ○ご家族、病院との連携を密にし、体調の変化に応じて、速やかな対応に努める ○利用者へ健康診断（血液検査・胸部レントゲン検査等）を実施し、利用者へ情報を提供する。必要時、嘱託医より結果説明・指導を行う
(2) 感染症対策に努めます	○流行の感染症情報を把握し、適切な処置・対応（予防接種の実施、感染症マニュアルに沿ったケア等）を実施し、各ホーム内での発生予防に努める ○感染症発生時には、発生状況の把握、感染症による重症化・合併症の予防に努める

(3) 安全衛生に努めます	○清潔で快適な生活環境を保ち、安全で快適な職場環境を整える。職員の健康診断を行い、生活習慣病の予防に努める
(4) 職員の医療的ケアの向上を目指します	○応急処置、感染症予防対策、保健衛生に関する研修を行い、知識・技術の向上を目指す

⑫ 給食管理

【基本方針】
○利用者個々の状態や疾病に適した食事の提供 ○利用者のニーズに合った喜ばれる食事の提供 ○食中毒防止のための衛生管理の徹底と事故防止対策の強化
【内容】
①楽しみのある食事を提供します 利用者の声に応え、「楽しさ」「おいしさ」が感じられる食事提供に努める 季節食や行事食を通して季節の味覚、地元の味を伝えていく
②一人ひとりの健康を支えます 一人ひとりの喫食状況に合わせた食形態を提供し、ソフト食の導入に努める
③食の安全に取り組みます 利用者、職員共に衛生面に心がけ、食中毒、感染症対策に努める

⑬ 防災

【基本方針】	
○災害（火災、地震、風水害等）の際に速やかに対応ができる体制整備や減災のための事前対策に努め、災害発生直後における災害発生から避難誘導までの訓練を行ない、 <u>防災マニュアルを整備・点検</u> し、非常時に対処する	
【内容】	
<体制整備・減災のための事前対策>	
①立地条件と災害予測	各ホームの立地条件の把握と災害の予測
②災害時体制整備	役割分担、連絡体制整備、職員の招集
③情報整理	利用者情報の把握
④基準等の策定	避難の判断、災害に応じた避難方法
⑤事前準備・安全対策	食料等備蓄、施設・設備の定期点検、地域住民等とのネットワークづくり
⑥教育・訓練	職員への防災教育、防災訓練の実施
<災害発生初動期の対応>	
①火災の発生防止と消火活動	予防消防、初期消火活動、避難の判断
②入所者等の安否確認と救護	安否確認、応急手当、安全な場所への避難
③施設被害状況の点検・確認	危険性の確認、消防や町防災係に応援を要請
④災害情報の収集と発信	正確な情報を入手、周辺の被害・交通状況情報を収集
⑤入所者等の避難誘導	避難の要否の判断、適切な避難誘導、安全確保
⑥入所者等家族への状況報告	利用者・施設の状況報告
⑦職員の参集	落ち着いた初動行動に努める
⑧被害状況の報告	速やかに行政等に報告する（被害がない場合も）
⑨地域住民・ボランティア等との協力	地域住民、ボランティア、保護者等との十分な連携

※上記の対応について、定期的な避難訓練を通して確認していく。

※防災マニュアルを定期的に全職員で点検・整備していく。

【年間防災活動】

月	月別訓練内容	計画
4	防災マニュアルの整備・点検 防火設備の確認	職員で防災マニュアルの確認・点検 防火設備を点検
5	避難訓練（避難誘導）	避難者名簿の記載事項点検 体制整備・減災のための事前対策の点検
6	避難訓練（避難誘導）	避難場所、経路の確認 防災用具の確認
8	応急処置・災害知識に関する研修会	講師の依頼
9	避難訓練（避難誘導） 災害訓練	地震を想定した訓練
11	避難訓練（避難誘導） 災害訓練	土砂崩れを想定した訓練、危険箇所の確認
3	地域消防との連携した災害訓練	地域交流と連携

⑭ 事故防止

実施項目	活動内容
リスクマネジメント	利用者の事故を未然に防止する為に、職員がリスクマネジメントに関する共通認識を持ち、救急救命等必要な研修の機会を設けるとともに、ヒヤリハットレポートなどを活用し職場内での安全対策強化を進める
緊急時等における対応方法	共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする
夜間体制支援	夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保（あかまつ荘・サービス管理責任者専用携帯・警備会社委託）するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとする
送迎車両の運転	送迎車両の利用時など、利用者の移動時に対する安全配慮（車両点検、安全運転）に努める